

事 務 連 絡
平成 2 8 年 1 月 6 日

各 [都道府県
保健所設置市
特別区] 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課

蚊の駆除・忌避製品の広告表示について

標記について、日本家庭用殺虫剤工業会から別添のとおり報告がありましたので、参考までに送付いたします。

なお、一般的に広告には、商品への POP や商品陳列棚への表示も含まれます。





厚生労働省 医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長殿

2015年12月24日
日本家庭用殺虫剤工業会
会長 上山 隆英



蚊の駆除・忌避製品の広告表示について

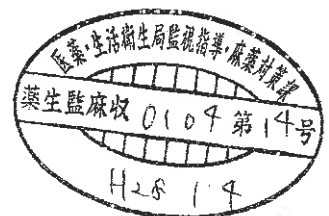
拝啓、師走の候、貴課ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、掲題の件につき、添付にて当工業会の自主基準を作成いたしましたので、ご参考までに送付させていただきます。

今後とも当工業に対するご支援、ご指導をなにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

添付資料：蚊の駆除・忌避製品の広告表示についての自主基準



【日本家庭用殺虫剤工業会自主基準】

日本家庭用殺虫剤工業会
正会員 各位

2015年12月18日
日本家庭用殺虫剤工業会

蚊の駆除・忌避製品の広告表示について

技術部会による行政との協議、検討の結果、蚊の駆除・忌避製品の広告表示に関して、下記のとおり策定し、広報部会にて確認・決定を行いましたので、周知徹底をお願い致しますと共に、今後、同種の広告表示につきましては、特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

蚊に対する医薬品及び防除用医薬部外品の広告表現については、以下の点に配慮することとする。
なお、蚊以外の衛生害虫についても、本自主基準と同様の取り扱いとする。

1. 「疾病名」等を表示しない。

【不適切な例】

- ・デング熱対策
- ・疾病（感染症）を予防する
- ・疾病（感染症）を媒介する害虫の駆除（忌避）

2. 特定種の蚊を特記しない。

蚊の種類を表示する場合は、複数種を表示すること。

以上